

議案第167号

港湾地帯土地経営に関する条例を廃止する条例案

港湾地帯土地経営に関する条例（昭和24年大阪市条例第49号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

復興土地区画整理事業に伴う港湾地帯土地経営に関する定めを廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

港湾地帯土地経営に関する条例

第1条 復興土地区画整理事業実施に伴い、これに必要な土地を経営するため、港湾地帯において、土地及び工作物（以下土地という。）を買収し区画整理事業の進捗に応じ、これを処分するものとする。

第2条 土地経営により生ずる収益は、別に定める基金に積立てる。

第3条 土地の管理及び処分に関しては、別に定があるものの外、市長がこれを定める。

附 則

この条例は、昭和24年6月1日から、これを施行する。